

健康科学大学研究・動物実験委員会規程

2020 年 3 月 25 日

学 長 制 定

(設置)

第 1 条 健康科学大学（以下「本学」という。）に健康科学大学研究・動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 委員会は、本学の専任教員の教学上必要な研究に関する事項及び動物実験に関する事項を審議することを目的とする。

(審議事項)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 専任教員の研究方針及び実施計画に関する事項
- (2) 研究活動の評価及び結果報告に関する事項
- (3) 本学及び学外からの研究助成費用の配分に関する事項
- (4) 本学及び学外からの研究助成費用の使途に関する事項
- (5) その他、本学の研究に関する事項
- (6) 動物実験計画が指針等及び本規定に適合していることの審議
- (7) 動物実験計画の実施状況及び結果に関する事
- (8) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関する事
- (9) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関する事
- (10) 自己点検・評価に関する事
- (11) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関する事

(組織)

第 4 条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 各学科から選出された教員 1 名以上
- (2) 動物実験等に関してすぐれた見識を有する者 2 名
- (3) 実験動物に関してすぐれた見識を有する者 1 名
- (4) 学識経験を有する者 若干名
- (5) 学長が必要と認めた者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の中から学長が指名した者を充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員会に副委員長を置き、委員の中から委員長の指名する者を充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

3 委員会は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

4 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、法令上の定めがある場合は、この限りでない。

(審議結果の報告)

第9条 委員長は、委員会の審議結果を健康科学大学運営会議（以下「運営会議」という。）に報告するとともに、自ら又は指名する委員をもって教授会に報告するものとする。

(細則の制定)

第10条 学長は、動物実験計画の承認手続き等必要な事項について、委員会の議を経て細則を定めることができる。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て学長が決定する。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

附 則

この規程は、平成26年8月20日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月23日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、2020年4月1日から施行する。

2 健康科学大学動物実験に関する規程は、2020（令和2）年3月31日をもって廃止する。